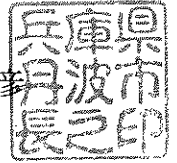


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 18 日

丹波市長 林 時彦



実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	市島町大杉	平成 28 年 5 月	令和 3 年 2 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	8.4 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8.1 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	2.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.3 ha
(備考) 地域農業再生事業(営農継続用機械整備事業)に取り組んでいる 農地中間管理機構の活用を検討する	アンケート回答割合 (②/①) 96.4 %

2. 対象地区の課題

獣害による、畦畔の崩れ及び排水溝の詰まり対策 後継者不足

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

特定農作業受委託を主に、集落営農組合に農地を集約し、管理していく

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	9 経営体
----	-------	-------

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

集落内外の集落営農組織の後継者育成
